



# 新型コロナウイルスに係る第7回豊中市危機管理対策本部会議

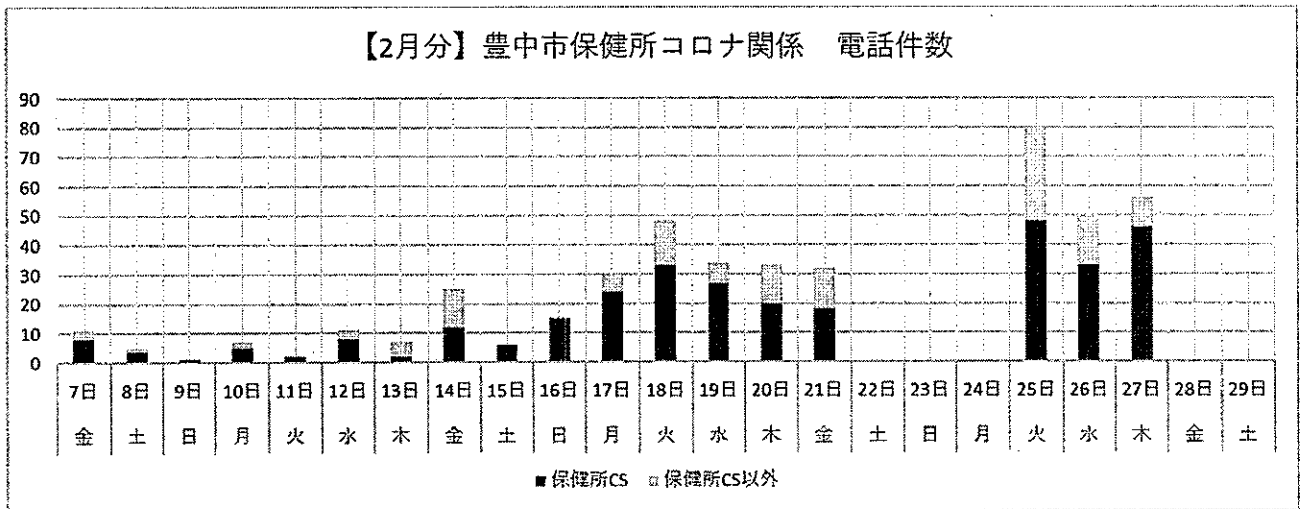
## 現況について 資料

令和2年(2020年)2月28日  
健康医療部長 兼 保健所長

### 1. 新型コロナウイルス感染症発生の状況(2月28日7時現在)

- 1) 国内: 感染者数 210名、死亡者数 4名
- 2) 大阪府: 感染者数 4名

### 2. 帰国者・接触者相談センター



|       |     | 市CS | 府CS | 感染症予防係 | その他 |
|-------|-----|-----|-----|--------|-----|
| 2月21日 | 金   | 18  | 3   | 7      | 7   |
| 2月22日 | 土   | 0   | 4   | 0      | 0   |
| 2月23日 | 日   | 0   | 7   | 0      | 0   |
| 2月24日 | 月・祝 | 0   | 14  | 0      | 0   |
| 2月25日 | 火   | 48  | 7   | 11     | 21  |
| 2月26日 | 水   | 33  | 7   | 12     | 5   |
| 2月27日 | 木   | 46  | 0   | 4      | 6   |
| 2月28日 | 金   |     |     |        |     |

### 3. 帰国者・接触者外来

### 4. 大阪府健康医療部から

#### 1) 医療機関向けの相談窓口の開設

- ・ 「医療機関向け新型コロナ受診・検査相談センター」
- ・ 2月27日から
- ・ 平日の10時から17時
- ・ 大阪府庁本館にて大阪府職員(医師)が対応

#### 2) 帰国者・接触者相談センターの名称変更

- ・ 「新型コロナ受診相談センター」へ

#### 3) 「帰国者・接触者外来」への受診指示及び行政検査をより柔軟に運用

### 5. PCR 検査について

#### 1) 「陰性」→「陽性」の事例の報告

#### 2) 公的保険適用対象へ？

令和2年(2020年)2月28日

豊中市議会議員 様

豊中市教育長 岩元 義徳

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

新型コロナウイルス感染症については、昨日、政府より全国の小中学校・高校に臨時休校が要請されたところです。これを受け、本市においては下記のとおり対応してまいります。

なお、小学生の児童において保護者が仕事を休めない場合は、放課後子どもクラブの開設の拡充なども行い、対応してまいります。

記

1. 小・中学校

3月2日(月)から当面24日(火)までの間 休校

2. 卒業式

小学校は3月18日(水)、中学校は3月13日(金)に予定通り実施  
※感染拡大防止のため、来賓のご出席についてはご遠慮願います。

問合せ

豊中市教育委員会事務局 学校教育課

06-6858-2564

令和2年(2020年)2月28日

保護者の皆様

豊中市教育委員会

新型コロナウイルス感染対策のための豊中市内小中学校の臨時休業について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことにつきまして、政府から小中学校を臨時休業するとの方針が示されたことから、下記の通り、本市におきましても市内小中学校全校を臨時休業することになりました。

保護者の皆様におかれましては、お子様を守るための休業であることをご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 臨時休業期間 令和2年(2020年)3月2日(月)～3月24日(火)

2. 連絡事項

- ①放課後子どもクラブ等は、8:00～19:00まで開設します。(土曜日は17:00まで)なお、小学生の児童で、保護者の仕事の都合によりご家庭での対応ができない場合は、学び育ち支援課までお問い合わせください。(学び育ち支援課 06-6858-2578)
- ②お子様の健康、安全のため不要不急の外出は控えるよう、ご理解、ご協力をお願いします。
- ③お子様の健康状態を注視していただき継続した健康観察をお願いします。
- ④今後の連絡については、基本、学校からの「すぐメール」等にていたします。未登録のご家庭は、メール登録に協力をお願いいたします。登録されない場合は、緊急時の連絡先及び連絡手段について学校までご連絡ください。
- ⑤卒業式と公立高校入学者選抜につきましては、学校を通じてあらためて連絡させていただきます。
- ⑥次のA・Bのいずれかに該当する場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センターに連絡をしてください。【帰国者・接触者相談センター…TEL(06)6151-2603】

A:風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方(解熱剤を飲み続けている期間を含む)

B:強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※基礎疾患のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターへの相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。医療機関を受診する際は、他の人との接触(公共交通機関の利用等)をできるだけ避け、マスクの着用、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする時は、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等  
における一斉臨時休業について（通知）

標記について、別添（写し）のとおり、令和2年2月28日付け元文科初第1585号により、文部科学事務次官から通知がありました。

これをふまえ、府においては新型コロナウイルス感染症対策のため、市町村立学校園の臨時休業等について、下記の通り要請することを決定いたしました。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いたします。新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。その他、本件についてご不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

1. 3月2日（月）から幼稚園、幼稚園型認定子ども園、小学校、中学校等の全校を臨時休業にする。
  - ・ 3月2日（月）から4月始業日まで原則として児童生徒の活動を停止
  - ・ ただし、以下の行事については感染防止策を講じ、必要最小限な規模とする。  
卒業式、入学式  
入学者選抜  
卒業式、入学式、入学者選抜に関連する説明会等
  - ・ 臨時休業中の児童生徒の健康管理については、別紙「臨時休業中の過ごし方」を参考にご対応ください。
2. 小学校3年生以下の児童・園児のうち、一人親家庭や共働き家庭等個別の事情により自宅で1人になる子どもの居場所について（3月2日～春季休業までの期間）
  - ・ 市町村福祉部局・福祉関係団体等との連携また学校・園で出勤している教職員等により、可能な限り配慮し、居場所の確保をお願いします。
3. 臨時休業の報告について
  - ・ 教小中第1079号でお示ししている通り、臨時休業を決定した際は学事グループまで報告願います。 ※臨時休業を決定した時点で報告ください。改めて報告様式等を送付いたします。

《本件連絡先》

【臨時休業等に関すること】

小中学校課 学事グループ 山口・辻尾

TEL 06-6944-6886

【健康管理等に関すること】

保健体育課 保健・給食グループ 川口

TEL 06-6944-9365

令和2年(2020年)2月28日

各就学前施設長 様

こども未来部 こども事業課

## 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止のため全国の小中学校等の臨時休校が要請されたところですが、国及び大阪府からの通知を踏まえ、公立こども園については下記のとおりとします。民間保育所等の対応については公立に準じてご対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

**【フェーズⅠ】(現時点市内に感染者がいない場合)**

## ●公立こども園等

開園とする(家庭での保育が可能な場合などは、協力要請をすることは可とする)

## ●児童について

## ○健康観察の徹底

- ・手洗い、うがいの徹底、施設の消毒、こまめな換気の実施などによる環境保持。
- ・発熱(37.5度以上)、咳や息苦しさ等の症状がある子どもの登園自粛を要請

## ○卒園式(修了式)

- ・卒園式は、卒園児童とその保護者(2名程度まで)で実施(在園児は参加しない)。

**【フェーズⅡ】(市内に感染者が確認された場合)**

## ●公立こども園等

「自主登園」とし、保護者に対し注意喚起を行う。(登園は可能であり、保育は実施)

## ●児童について

## ○健康観察の徹底

- ・発熱(37.5度以上)、咳などの有症状の場合は登園を認めない。

## ●濃厚接触者について

保護者等が感染し児童が濃厚接触者と特定された場合、登園を認めず家庭保育措置

**【フェーズⅢ】(市内の就学前施設・児童発達支援センターに感染者が確認された場合)**

## ●公立こども園等

① 当該施設は2週間の臨時休園

② 公立こども園及び児童発達支援センターについては開園する(自主登園)が、市内施設で発生したことを踏まえ、注意喚起及び家庭保育の推奨

※民間施設においては、自主的に臨時休園の判断をすることを妨げない。

## ●濃厚接触者について

感染児童のきょうだいに対し、自宅待機を要請する。

**【フェーズⅣ】(市内の複数の就学前施設(民間含む)等で感染者が確認された場合)**

●公立こども園等

フェーズⅢの対応に加え、発生状況(発生地域、発生時期等)を踏まえながら、市域全体もしくは地域を限定した臨時休園を検討する(一律での臨時休園は原則しない)

<その他>

○私立幼稚園(私学助成園、新制度園)については、学校と同様の取扱い(3月2日から3月24日まで休園)を基本に各園での預かりの状況に応じて出来る限りご対応いただくようお願いいたします。

○認定こども園については、2号認定児童に合わせることを基本とし、施設単位で同じ取扱いとする。(1号認定児童については、民間施設の自主的な臨時休園は認める)。

○家庭での保育が可能な場合などは、協力要請いただくことは可とします。

○臨時休園した場合の保育料及び給食費の取扱いについては、減免を行う。

問合せ先

こども未来部 こども事業課

電話06-6858-2256

2257



令和2年(2020年)2月28日

市内障害児通所支援事業所管理者様

豊中市こども未来部こども相談課長

## 障害児通所支援事業所における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止のため全国の小・中学校等の臨時休校が要請されたところですが、市内の障害児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)における取扱いについては、国の通知を踏まえ、次のとおりとします。

なお、自主的に臨時休所の判断をすることを妨げませんが、その際は、「問合せ先」にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

**【フェーズⅠ】(現時点:市内に感染者がいない場合)**

## ●児童について

- ・手洗い、うがいの徹底、事業所の消毒、こまめな換気の実施
- ・送迎時の乗車前、通所後の検温で、発熱(37.5度以上)、咳、息苦しさ等の症状がある場合は通所自粛又は帰宅の要請
- ・過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、通所自粛を要請

## ●職員について

- ・出勤時、出勤後の検温で、発熱(37.5度以上)等の症状がある場合、出勤自粛の徹底
- ・過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、出勤自粛を要請

**【フェーズⅡ】(市内に感染者が確認された場合)**

## ●児童について

健康観察の徹底…発熱(37.5度以上)、咳などの症状がある場合、通所を行わない。

## ●職員について

出勤時、出勤後の検温で、発熱(37.5度以上)等の症状がある場合、出勤自粛の徹底

## ●濃厚接触者について

保護者等が感染、児童が濃厚接触者と特定された場合、通所を行わない。

**【フェーズⅢ】(通所先の事業所に感染者が確認された場合)**

## ●事業所について

「問合せ先」に直ちに連絡し、当該事業所については当面休所

## ●濃厚接触者について

感染児童の保護者(親、祖父母等)に対して、自宅待機の要請

**【フェーズⅣ】(市内の複数の事業所等で感染者が確認された場合)**

## ●事業所について

フェーズⅢの対応に加え、発生状況(発生地域、発生時期等)を踏まえながら、市域や地域を限定した臨時休所を検討する(現段階では一律で臨時休所とは原則しない。)

**【問合せ先】豊中市こども未来部こども相談課発達支援係**

TEL:06-6858-2285

令和2年(2020年)2月 日

職員の皆さんへ

病院事業管理者

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

標記のことについて、職員のみなさんには、感染症病棟の開設など迅速に取り組んでいただき、ありがとうございます。現在、豊中市においては、危機管理対策本部会議が設置されるとともに、当院においても新型コロナウイルス感染症対策会議（構成メンバー：運営会議委員）を置き、感染拡大防止に努めているところです。

このたび、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」、医療機関向けの留意事項が示されました。については、改めて下記事項について徹底するとともに、各職場において感染拡大防止に努め、自身の体調管理にも十分留意願います。また、委託事業者に対しては、各所管より周知及び必要な協力要請を願います。

#### 記

- 手洗い・咳エチケット等の感染対策の徹底
- 発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得や外出自粛
- 当院主催のイベントや講座、教室などの集会については、原則中止又は延期（概ね3月下旬まで）。特に不特定多数の者が参加するもの。
- 個人情報（患者情報）など業務上知り得た情報の取扱いの注意
- 面会、事業者など外部からの入館者の制限、規制。記帳の徹底。

【参考】(1)「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」(令和2年2月25日)

(2)「医療施設等における感染拡大防止のための留意点について」

以上

令和2年2月28日  
福祉部

福祉部における新型コロナウイルス感染福祉部対応状況について  
(令和2年2月28日現在)

○各種福祉サービス事業者について

- ・2月28日現在感染、予防、備品不足等についての具体的問い合わせはなし
- ・国通知等については、市ホームページ、事業者向け情報発信ツール、個別メールなどにおいて事業者への通知と確認を徹底（直近は2/25）

○施設訪問時の対応について

- ・保育所等への指導監査訪問時に担当市職員の検温とマスク着用を励行

○福祉サービス利用及び提供に関する感染症対策について

- ・入所・通所・訪問等福祉サービスにおける各フェーズ段階を想定した感染症対策についてとりまとめて部内共有した。

※（内容調整の上、市域福祉サービス事業者への情報提供と共有を実施予定）

- ・長寿社会政策課・障害福祉課・保健予防課で協議し、「新型感染症にかかる初期対応の流れについて」（障害・高齢サービス利用者の場合）を作成。

※（内容調整の上、市域福祉サービス事業者への情報提供と共有を実施予定）

○その他

- ・市立福祉施設（指定管理含む）に対する感染者が発生した場合についての必要備品（マスク・手袋など）については現在発注中。また、状況に応じて民間事業所への提供も実施する。

- ・学校休校に向け、部内各所属の業務継続に向けた職員体制を確認中

新型コロナウイルスに関連した  
人権まちづくりセンター児童係(児童館)等の対応について

児童・生徒の感染予防への配慮から、豊中ならびに螢池人権まちづくりセンターの児童係部分(児童館)は下記のとおり臨時休止します。

あわせて、男女共同参画推進センターすてっぷの会議室等の空き時間を市民に開放した学習の場提供についても休止します。

記

1. 豊中ならびに螢池人権まちづくりセンターの児童係部分(児童館)  
臨時休止期間 3月2日(月)から3月24日(火)
2. 男女共同参画推進センターすてっぷ 会議室等の学習の場提供(自習室 My すてっぷ)  
休止期間 2月29日(土)から3月24日(火)

問合せ先

豊中人権まちづくりセンター6841-1313  
螢池人権まちづくりセンター6841-5326  
人権政策課男女共同参画係 内 2654